

事務連絡
令和2年5月18日

各地方農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部設計課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る直轄工事及び
業務の設計変更について

令和2年5月14日に緊急事態宣言が一部の地域において解除されたことを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年5月18日付け2予第359号大臣官房参事官（経理）通知）が発出されたところである。

工事及び業務の設計変更については、引き続き「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について」（令和2年4月28日付け農村振興局整備部設計課長通知）により取り扱うものとするので遺漏なきよう措置されたい。